2017 年度点検・評価シート

※下記の指摘事項、課題を踏まえて、Ⅱ点検・評価　Ⅲ【達成目標】欄を記述してください。

（進捗状況を【現状説明】に記述し、必要に応じて新たに【目標】を設定する。）

2016 年度大学評価（認証評価）結果指摘事項
2016 年度外部評価委員会指摘事項
前年度からの課題（2016 年度点検・評価シート Ⅳ次年度への課題 より転記）

Ⅰ　評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準 1	理念・目的
点検・評価項目(1)	1-1　大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
評価の視点	理念・目的の明確化
	設置の主旨や歴史からみた理念・目的の適切性
	個性化・独自性、国際化への対応
点検・評価項目(2)	1-2　大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。
評価の視点	構成員に対する周知方法と有効性
	社会への公表方法
点検・評価項目(3)	1-3　大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

Ⅱ　点検・評価　対象期間は 2016 年 4 月～2017 年 5 月までとする。（教員数、学生数などのデータの基準日は 2017 年 5 月 1 日）

【点検・評価項目ごとの現状説明】

1-1	法学研究科は、1977（昭和 52）年に法学専攻修士課程の 1 専攻で開設された。その後、1991 年に同専攻に博士課程後期課程を設置し、1994 年に政治学専攻博士課程前期課程、さらに 1996 年に同専攻博士課程後期課程を設置し今日に至っている。 大学院学則に定められた法学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりである(A1-2 第 3 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 3 号)。 **≪法学研究科≫** 法学研究科博士課程前期課程は、法律学及び政治学についてより深く学識を修め、広い視野に立った研究を遂行するとともに高度に専門的な職業能力を修得し、グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献する人材の養成を目的とする。法学研究科博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、法学または政治学の研究者、及びその高度な専門知識を必須とする職業分野に従事する能力を有し、多文化の共生に積極的に貢献できる人材の養成を目的とする。 **＜法律学専攻＞** 法学研究科法律学専攻博士課程前期課程は、法学に関する精緻で深い学識を修め、広い視野をもって研究する能力と高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、前期課程での研究成果に基づいて、さらに専門性を深め、自立した法学研究者として、高度な専門業務従事者として、社会で活躍できる人材の養成を目的とする。 **＜政治学専攻＞** 法学研究科政治学専攻博士課程前期課程は、政治学に関する専門的な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。法学研究科政治学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、政治学に関して、より専門性を深め、自立した政治学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
1-1	**以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【　】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。** 理念・目的の設定について。【×】 具体的事例：
1-2	法学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、本学ホームページに公開されており、大学構成員および社会に向けた周知が図られている（B1-6)。また、受験生向けの『大東文化大学大学院案内』にも掲載されている（A1-7 p.25~p27、p30~p31)。『大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド』にも記載され、同ガイドは本研究科の教員および入学志願者に配布されている(B1-12 p.6～p.11、B1-22 d2-表 1)。なお、本研究科所属専任教員に対して、「シラバス」に講義内容等を記載する時に、法学研究科

	の理念・目的を意識しているか否かをアンケート調査し、2017 年 3 月 1 日開催の研究科委員会において、その結果が報告された。
1-2	**以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【　】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。** （1）構成員（教職員、学生）に対する周知方法と、その有効性について【○】 具体的事例：本研究科所属専任教員に対して、「シラバス」に講義内容等を記載する時に、法学研究科の理念・目的を意識しているか否かをアンケート調査し、2017 年 3 月 1 日開催の研究科委員会において、その結果が報告された。 （2）社会への公表方法について【×】 具体的事例：
1-3	理念・目的の適切性については、随時、各専攻協議会において検討し、研究科委員会の審議を経ている。2014 年 3 月には、法学研究科所属教員の「理念・目的の周知度を調査するアンケート」を実施し、2014 年 6 月 10 日開催の研究科委員会において、その結果を審議した。また、年度ごとの自己点検・評価でも検証を行っている(B1-16)。
1-3	**以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【　】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。** 理念・目的の検証に関する責任主体・組織、権限、手続きについて【×】 具体的事例：

【効果が上がっている事項】

1-1	
1-2	
1-3	

【改善すべき事項】

1-1	
1-2	教育研究上の目的が個々の講義にどの程度反映しているかを検証する。
1-3	

Ⅲ　【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」　「A：概ね達成」　「B：やや不十分」　「C：不十分」　で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価				
				2014	2015	2016	2017	2018
中期目標(2014～2018)	1-2　法学研究科の理念・目的の周知方法の有効性について、定期的に検証する。	法学研究科の理念・目的が、大学構成員に周知され、社会に公表されており、定期的に周知方法の有効性についても検証されている。	→ → →			B	A	
16 年度目標	1 - 2　「シラバス」に講義内容等を記載する時に、法学研究科の理念・目的を意識しているか否かを本研究科所属専任教員にアンケート調査する。	調査結果 1-2 が研究科委員会に報告される。				S		
17 年度目標	（対象期間は 2017 年 4 月～2018 年 3 月） 1-2 法学研究科の理念・目的について、大学院生に対して、入学時での周知度や「シラバス」への反映の程度などを検証するためのアンケート調査を行う。	調査結果 1-2 が研究科委員会に報告される。					S	

Ⅳ　評価専門委員会所見

1-2【改善】【目標】改善すべき事項として述べられたことと達成目標が連動していて、評価できます。単年度目標の設定と達成指標の記述が具体的で、これも評価できます。

Ⅴ　所見への対応

Ⅵ　次年度への課題

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A1-1　大東文化大学学則
A1-2　大東文化大学大学院学則
A1-7　大東文化大学大学院案内 2016
A1-17　2016（平成２８）年度大学院の手引き
B1-6　大学ホームページ（情報公開）http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html
B1-12　大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド
B1-16　大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動）
http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html
B1-22 大学データ集

＜大学基礎データ＞
ｄ1-表１　全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2016 年 4 月 1 日現在）

〔追加資料〕
平成 28 年度第 10 回法学研究科委員会議事録